

島田市長 染谷絹代 様

# 提 言 書

令和 8 年 9 月 28 日

島田市議会

# 提 言 書

本市議会では、令和8年8月24日から令和8年9月28日までの間、令和7年度一般会計の決算に関する事項について審議・審査を行った。これらの決算審査の内容を踏まえ、以下のとおり提言する。

## 1 放課後の居場所づくりについて

学校は、全ての子供たちの豊かな学びと成長を保障する場である。当局においては、学校施設の維持修繕をはじめ、様々な課題に対し引き続き鋭意取り組まれない。

一方で、子供の豊かな成長を支えるのは、昼間の学校生活だけではない。放課後の子供の豊かな時間と安全・安心な居場所を確保することもまた、次代を担う人材を育成する観点からも重要な課題である。国においては、場や人材の確保等を通じた放課後児童クラブの受け皿の整備や、放課後子供教室をはじめとする多様な居場所づくりを推進してきた。

こうした中、当市では、放課後児童クラブと併せ、「フレンズクラブ」、「しまだはつくら寺子屋」等の事業を地域の協力のもとで展開している。安全・安心な居場所であることに加え、子供同士が主体的に活動し、多様な体験や交流ができる環境があることは、子供の成長にとって大変重要である。

これらを踏まえ、以下のとおり提言する。

### (1) 「放課後の居場所」の全小学校区への計画的拡大

保護者の就労要件を問わず、全ての児童を対象とする「放課後の居場所」について、段階的に全小学校区へ拡大するための取組を検討すること。

### (2) 連携体制の構築

事業の拡大・充実を図るため、行政・学校・地域・企業など幅広い連携体制の構築に努めること。

## 2 文化推進事業の拡大について

近年、各地で「大地の芸術祭」(新潟県)や「瀬戸内国際芸術祭」(香川県)などの地元地域と連携した国際的な芸術祭が開催され、注目されている。これらの芸術祭は、閉校した学校などの施設を会場に地元住民との連携により開催し、日本だけでなく世界中から見学者を集め、大きな経済的効果も生み出している。

一方、当市においても、以前から笹間地区で「国際陶芸祭」が、最近では、川根地区を中心にアートの「無人駅の芸術祭」が毎年開催されている。さらに、昨年からは伊久身地区で演劇祭「伊久美劇場」が開催され、市民の関心を集めている。市では、これらの芸術活動に対して、令和7年度文化事業費(アートによる地域づくり推進事業)として各団体に補助金を交付しているが、これらの各活動はいずれも単独で行われており、地域の活性化に繋がっているものの、その効果は限定的となっている。

各活動が連携することにより、相乗効果を生み出すとともに、各活動のブラッシュアップを図ることができるものと思われる。また、これらの芸術祭だけでなく、市内の主要な文化事業について、開催時期の調整やコンセプト設定などを通じて一つのブランド化が達成できれば、認知度の向上と集客力強化が図られ、地元活性化だけでなく、観光資源としても大きな効果を生み出すことができるものと思われる。そこで、各活動の連携やブランド化するための組織づくりと各活動に対する支援の強化を提言する。

### 3 中心市街地のまちづくりについて

当市では、長い時間をかけて、島田駅を中心とした区画整理や再開発の手法により中心市街地の活性化を行ってきた。さらに、再開発から外れた本通六、七丁目エリアについては、「リノベーションまちづくり」の手法により再生を進めてきたが、いずれも十分な成果が出ていないと思われる。

また、中心市街地全域を対象とした「まちなか商店リニューアル事業」や「遊休不動産リノベーション応援事業」により、既存の店舗の改装や新たな出店に対して補助金を交付することで市街地の店舗を支援してきたが、令和7年度実績として、リニューアル事業で4件、リノベーション事業で2件と、店舗の改装や新たな出店はあったものの、にぎわいの創出には至っていない。この間、商店街では人の往来が減少し、徐々に空き店舗が増加し、中心市街地の空洞化が顕著になってきている。市や商店街団体等は公共空間の活用やイベントの開催に取り組み、活性化に努めているが、一時的なにぎわいとどまっている。このままでは、中心市街地がますますにぎわいを失っていくことが懸念される。

そこで、従来から実施しているリニューアル事業及びリノベーション事業については、拡充を含め事業内容を見直すとともに、商店街のにぎわいを創出するために、以下の4つの施策について検討することを提案する。

- (1) 空き店舗バンク制度の設立と伴走支援体制の確立
- (2) 「コンセプト」と「ストーリー」に基づくリノベーションまちづくり
- (3) 「まちづくりプラットフォーム」の構築
- (4) 「歩いて楽しい体験ができる」中心市街地づくり

### 4 公共交通について

公共交通は、市民の通勤通学や高齢者の移動、自動車運転免許を持っていない人などの移動に必要不可欠なものである。

当市の鉄道・バス・タクシーは、それぞれ民間事業者が運営しているが、この内、路線バスの一部が採算性等の課題から平成15年にコミュニティバスに移行した。その後、市内路線のほぼすべてがコミュニティバスに移行していった経緯がある。

コミュニティバスは、市民の移動手段として重要な役割を担っているが、コストに対して乗車人数が少ないことが課題となり、減便を繰り返してきた。

交通空白の解消のため、当局はデマンドタクシーの実証実験や他の交通手段

の模索を繰り返している。今年度からは、川根地区でライドシェアがスタートする。

市議会においてもデマンド型バスやライドシェアの先進事例の視察等を進め、市民の移動手段の確保のための研究をしているところであるが、予算面から見て、市民サービスとして拡充しようとするれば際限がなくなり、逆に、セーフティネットとしての役割からは減便には限度があると考ええる。

現状では車が運転できる人でも、いずれは公共交通機関を利用することは想定でき、突発的に利用を余儀なくされる場合もある。公共交通は、現在はもちろんのこと、将来的にも必要なサービスである。

公共交通の持続には利用率の向上は重要な要素であり、今後も持続可能な公共交通サービスを目指すことができるよう、以下のとおり提言する。

- (1) 利用率を向上させるため、環境・健康増進・渋滞対策・利便性などを踏まえた広報に努めること。
- (2) 公共交通の自発的な利用を促進するため、一時的又は通年での料金無償化を検討すること。
- (3) デマンド型交通やライドシェアなどの促進とともに、既存の枠にとらわれない市民の移動手段を検討すること。